

警視庁警備無線通信技能検定規程

昭和44年9月24日

訓令甲第24号

存続期間

(検定の目的)

検定は、警備通信についてその訓練の成果を審査し、あわせてその技能者の管理の適正を期し、警備現場における的確かつ円滑な無線通信の運用を促進することを目的とする。